

1. 基本

Q1-1 不足額給付とは

A. 令和6年分所得税の確定により、令和6年度に実施した調整給付の金額に不足が生じた人に、その差額分を支給するものです。

Q1-2 私は不足額給付の対象になりますか

A. 対象と思われる方には、8月末から順次、通知書（ハガキ）又は確認書（封筒）を送付します。

ただし、課税情報等により対象となる方を特定できない場合があります。自身が給付金の対象になると思われる方で、9月末までに案内が届かない方は、税務課までお問い合わせください。

Q1-3 令和7年3月に砺波市に転入し住民登録をしましたが、不足額給付は砺波市からもらえますか

A. 砺波市から不足額給付の支給はありません。令和7年1月1日時点で住民登録がある自治体から支給されます。

Q1-4 令和6年中に砺波市に転入し、令和7年1月1日時点で砺波市に住民登録がある場合、不足額給付は砺波市からもらえますか

A. 支給対象となる場合は、砺波市から支給されます。

Q1-5 令和6年分の源泉徴収票に記載された「控除済額」と「控除外額」を合算しても、定額減税可能額（4万円×（本人＋扶養親族数））にならないのはなぜですか

A. 令和6年分の源泉徴収票には、所得税分の定額減税についてのみ記載されているためです。

住民税の定額減税については、令和6年度にご自宅に郵送した「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」又は、勤務先を通してお配りした「令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別賞収税額の決定通知書」をご確認ください。

Q1-6 退職により、令和6年中の収入が、令和5年中の収入と比べて、大きく減りました。令和6年度に実施された調整給付金の対象ではありませんでしたが、不足額給付はもらえますか

A. 令和6年中の収入及び所得税額が確定し、定額減税しきれない場合には、不足額給付の対象となります。

Q1-7 令和6年分の源泉徴収票に、「控除外額」が記載されていました。この金額が給付されますか

A. 控除外額は所得税の定額減税可能額のうち、令和6年分の所得税から控除しきれなかった額であり、令和6年推計所得から算定して控除外額が見込まれる方には令和6年度に調整給付金が支給されています。

不足額給付は調整給付を支給してもなお不足が生じる場合等に追加で支給するものですので、必ずしも控除外額が不足額給付として支給されるものではありません。

Q1-8 事業専従者ですが、令和6年分の所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が0円（いずれも定額減税前）のため、定額減税の対象とはなりません。この場合、不足額給付を受けることはできますか

A. 不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります。

Q1-9 案内が届いたのですが、辞退したいです

A. ハガキが届いた方は「この給付金の受け取りを辞退する」の欄に、封筒が届いた方は、確認書の意味確認欄中「いいえ」の欄にチェックを入れて返送してください。

2. 対象について

Q2-1 令和5年度は非課税であり、非課税の世帯給付を受給しましたが、令和6年度は課税となり調整給付を受給していました。不足額給付も受けることはできますか

A. 不足額給付の支給要件を満たしていれば併給可能です。

Q2-2 令和6年度は非課税であり、非課税等の世帯給付を受給しましたが、令和6年中に収入があり、所得税から定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付を受けることはできますか

A. 不足額給付の支給要件を満たしていれば併給可能です。

Q2-3 令和6年中に海外から転入し、令和6年分所得税が発生しました。定額減税が引ききれなかった場合、不足額給付の対象となりますか

A. 令和7年1月1日時点で砺波市に住所がある方であれば、不足額給付の対象となります。ただしこの場合、個人住民税分の1万円は含まれず、所得税分の3万円のみを基礎として支給額を算定します。

Q2-4 当初調整給付を受給した後に申告を修正し、支給額に不足があります。令和6年中に出国しましたが、不足額給付はどうなりますか

A. 令和7年1月1日時点で砺波市に住民登録がない場合は、不足額給付の対象とはなりません。

Q2-5 令和6年度の当初調整給付金の対象でしたが受け取っていませんでした。その場合、不足額給付を受けることはできますか

A. 当初調整給付金を受給していなくても、不足額給付を受けることはできます。ただし、受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、当初調整給付分を上乗せして受けることはできません。

Q2-6 課税されている家族が令和6年中に亡くなりました。不足額給付はどうなりますか

A. 不足額給付は令和7年1月1日時点で砺波市に住民登録がある方に対して給付しますので、令和6年中に亡くなられた方は不足額給付の対象とはなりません。

また、令和7年1月1日時点で砺波市に住民登録がある方であっても、不足額給付の受給手続き前に亡くなられた場合は、不足額給付を受給することはできません。これは、不足額給付の法的性格が民法上の贈与契約であり、給付金の支給にあたっては、支給対象者の意思表示が必要になるためです。

Q2-7 住宅ローン控除後、定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付の対象になりますか

A. 減税しきれない分が当初調整給付によって支給されていなければ、対象になります。

3. 申請について

Q3-1 不足額給付を受けるために申請は必要ですか

A. 対象と思われる方には、8月末から順次、通知書（ハガキ）又は確認書（封筒）を送付します。

ハガキが届いた方は、振込口座の変更希望等がなければ申請は不要です。ハガキに記載の口座に振込みます。

案内の封筒が届いた方は、申請が必要です。同封の確認書を記載し返送してください。本人確認書類等の添付が必要となる場合もありますのでご注意ください。

4. 給付について

Q4-1 令和6年中に扶養していた親族が死亡により減りました。支給額は変わりますか

A. 死亡した日の時点で扶養していたのであれば、支給額は変わりません。

Q4-2 令和7年中に子どもが生まれて扶養親族が増えました。支給額は変わりますか

A. 不足額給付の対象にはなりません。令和6年分所得税の計算においては、扶養の状況は令和6年12月31日時点の状況を参照するため、令和7年中に扶養親族が増えたとしても、不足額給付には影響しません。

Q4-3 令和6年中に扶養していた親族が国外転出により定額減税の対象外となりました。給付額は変わりますか

A. 定額減税可能額が変わるため、給付額は変わります。ただし、定額減税しきれない額が当初調整給付額を下回ったとしても、既に支給した当初調整給付金についての返還は求めません。

Q4-4 いつ頃入金されますか

A. 案内のハガキが届いた方は令和7年9月24日の振込を予定しています。案内の封筒が届いた方は、同封の確認書を返送してください。確認書を受理した後、書類に不備がなければ3～4週間程度での給付を見込んでいます。

5. その他

Q5-1 受給した不足額給付金は課税や差押えの対象となりますか

A. 「物価高騰対策給付金にかかる差押禁止等に関する法律」により、所得税や個人住民税などの課税及び差押えの対象とはなりません。

Q5-2 今後、新しい給付金の予定はありますか

A. 現時点では決まっておりません。